

東寺方複合施設の整備方針の策定に向けたパートナーシップ協定

多摩市は、東寺方複合施設の老朽化を課題と捉え、施設整備に向けてスピード感をもって取り組んでいくため、早期に改修もしくは建替え等に関する整備方針を策定したいと考えており、地域の代表者等で構成される地域主導の協議会との間で効率的かつ丁寧な議論を通じて合意形成を進めたいという呼びかけをしました。

その呼びかけに応じて、東寺方複合施設の整備に向けた地域協議会（以下、地域協議会という。）は、行政から自立した組織として地域住民によって主体的に設立され、東寺方地域に根ざした施設づくりに寄与することを目指しています。

そこで、多摩市と地域協議会は、東寺方複合施設の整備方針の策定に向けたパートナーシップ協定を締結し、ともに手を取りあって取り組みを進めていきます。

1 パートナーシップ協定の目的

このパートナーシップ協定は、東寺方複合施設の整備方針案の策定にあたり、多摩市と地域協議会の間の役割分担や相互協力の内容を定めるものです。

2 整備方針案

整備方針案は、東寺方複合施設の整備方針に反映される案として地域協議会が作成し、多摩市長に提出するものです。

3 協働原則

多摩市と地域協議会は、協働の精神に基づいて、互いに次の原則を遵守します。

- ① 対等な立場にたって議論や意見交換を行います。
- ② それぞれの自主性を尊重します。
- ③ 進捗状況について相互に連絡を密にし、互いに協力します。

4 役割と責務に関する約束

多摩市と地域協議会は、以下に示すそれぞれの役割と責務をもつものとします。

(1) 多摩市の役割と責務

- ① 多摩市は、地域協議会の全体会議や報告会の運営、記録、連絡調整を支援します。
- ② 多摩市は、地域協議会の全体会議や報告会の運営にあたり、資料準備や会場確保を行うほか、公平・中立な立場で合意形成につながる多様な意見を促し、会長による進行を支援します。
- ③ 多摩市は、地域協議会の全体会議や報告会の運営にあたり、関係課長等の職員や

専門家を出席させ、市の施策等の情報を提供します。

- ④ 多摩市は、地域協議会の全体会議や報告会の記録を地域住民に周知し、地域住民の意見を地域協議会に共有します。
- ⑤ 多摩市は、地域協議会が作成する整備方針案を尊重します。

(2) 地域協議会の役割と責務

- ① 地域協議会は、自立した組織として整備方針案を作成します。
- ② 地域協議会は、整備方針案の検討過程を地域住民へ主体的に説明し、幅広く意見や要望を集めます。
- ③ 地域協議会は、地域住民相互の意見調整に努めます。
- ④ 地域協議会は、特定の個人や団体の個別利益を優先するようなことがないよう留意します。
- ⑤ 地域協議会は、作成した整備方針案を多摩市長に提出します。

5 整備方針案に変更がある場合について

多摩市は、地域協議会が作成した整備方針案を変更する場合、内容の説明責任を負い、変更する整備方針案を地域協議会に説明し、意見を求め、内容を調整します。

6 パートナーシップ協定の有効期限について

パートナーシップ協定は、多摩市と地域協議会の合意をもって発効し、多摩市長が整備方針として決定するまでとします。

7 その他

多摩市長が決定する整備方針は、東寺方複合施設の整備に向けた取り組みの途中経過に過ぎません。その後の取り組みについて、多摩市は改めて地域住民の皆さまと協議していきます。

令和7年 6月 3日

多摩市 市長 阿部 裕行



東寺方複合施設の整備に向けた地域協議会 会長 大鷲 修平

